

要 請 書



福島県土地改良事業団体連合会
令和6年8月30日

福島県の農業・農村は、全国第7位の耕地面積を有し、豊かな自然と広大な土地資源を活かし、我が国における食料の安定供給とともに、自然環境と国土保全に貢献してきました。

こうした中で、令和4年度から見直し作業が進められてきた食料・農業・農村基本法が先般改正されました。

農業農村整備事業に関しては、これまでもその時々状況に対応して制度の見直し等を行い、農地の大区画化や汎用化等の基盤の整備、農業水利施設の維持・更新、ため池の耐震化等の農村地域の防災・減災対策などを進めてきたところではありますが、今般の基本法の改正を踏まえ、生産基盤の保全も含めた必要な見直しや施策の拡充を行い、食料安全保障の確保や国土強靱化を一層推進していくことが重要となっています。

このような状況のもと、水土里ネットには、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能を発揮させるため、先人達のたゆまぬ努力により維持・活用されてきた農地・農業用水等の地域資源を健全な状態で次世代に継承していく責務が求められています。併せて、国民の生命と財産を守り、農村地域の防災・減災対策や、安全な食料を安定的に供給するためには、水土里ネットが有する技術、経験など持てる能力を最大限に発揮することが必要不可欠であります。

そのため、農業農村整備事業の安定的かつ計画的な実施に加え水土里ネットの体制強化を図るために必要となる事項を次のとおり要請いたします。

記

1. 電気料金高騰に対する支援の継続について

農業用水の安定供給と土地改良施設の適正な管理にあたり、土地改良区や農業者に大きな負担が生じないように、電気料金高騰に対する支援を、昨年度に引き続き継続すること。

2. 第2期復興・創生期間以降の予算確保について

東日本大震災により被災した地域の農業・農村再生に不可欠な復興事業について、第2期復興・創生期間以降も、事業が完了するまでに必要となる予算を確保すること。

3. 本県農業農村整備事業通常予算の復活について

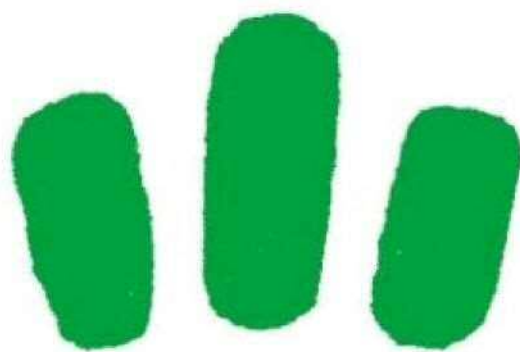
食料安全保障の確保や国土強靱化の推進を図るため、本県における農業農村整備事業の通常予算を復活させること。

4. 土地改良区の運営に対する支援について

土地改良区は、農業・農村の維持・発展にさまざまな役割を担っており、地域社会の期待がさらに高まっていることから、今後も期待に応えることが可能となるよう土地改良区に対する運営支援を行うこと。

福島県土地改良事業団体連合会

平市一司明吉夫男江昭一義幸明夫子吉誠幸	善源亮周和福富文源長雄正雄勝邦由佐勝	藤藤谷分地澤田田木部藤部藤山崎崎岡田	齋佐関國菊滝武江鈴渡佐渡遠境秋岩松杉添	長長長長事事事事事事事事事事事事事事	會副副副專理理理理理理理理理理理理理總監監
---------------------	--------------------	--------------------	---------------------	--------------------	-----------------------



みどり
水土里ネット福島